

内容変更届出の事務手続き

	◎ 排水設備工事指定業者の指定申請内容に変更があったときは、遅滞なく、内容に合わせて下記の必要書類を揃えて提出してください。（ファイルに綴じる必要はありません。） 書類は、上下水道管理課にあります。 ◎ 電話番号だけの変更や左のほかの変更事項については、簡易書式（様式自由）による届出を行ってください。 ※ ③の使用印鑑変更の場合には③の届出書の未提出してください。	・法人の場合 株式会社等になった場合も含む。				・個人事業の場合			
		住所等変更	商号変更	代表者変更	営業所住所等変更	住所等変更	商号変更	代表者変更	営業所住所等変更
①-1	変更届出書 ※⑥の印鑑証明書と同じ実印押印のこと	○	○	○	○	○	○	○	○
①-2	暴排誓約書 ※届出書の裏面。代表者が自筆にて記入すること	×	○	○	×	×	○	○	×
②	営業所調書 ※写真・地図・平面図のセット。（別の様式でも可。）	※	○	×	○	※	○	×	○
※住所等変更について、営業所を兼ねる場合に提出してください。									
③	営業に係る使用印鑑使用届出書	○	○	○	○	○	○	○	○
④	代表者本人の身分証明書 （原本提出のこと。）	×	○	○	×	×	○	○	×
⑤	登記事項証明書 又は 履歴事項全部証明書 （原本提出のこと。）	○	○	○	○	×	×	×	×
⑥	印鑑証明書 法人の場合⇒法務局が発行する印鑑証明書 個人の場合⇒市町村が発行する印鑑登録証明書 ※①の届出書と同じ実印であること。（原本提出のこと。）	×	○	○	×	×	○	○	×
⑦	定款の写し ※空白に「原本と相違ない」旨を記載し、①の実印で押印すること。	×	○	○	×	×	×	×	×

責任技術者登録について

責任技術者の変更は、申請（①及び「責任技術者及び従業員の名簿」を提出）を行ってください。詳しいことは上下水道上下水道管理課までお問い合わせください。

・参考

・排水設備工事指定業者の資格

1. 大阪府内に本社又は営業所があること。
2. 工事を生業とするものであること。
3. 営業に必要な設備及び機材を揃え、かつ、1名以上の責任技術者を常置していること。
4. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないものではないこと。
5. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
6. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団の利益になり、又は、その恐れがないこと。